

改正

令和元年12月20日告示第531号

令和3年4月1日告示第191号

令和3年6月25日告示第333号

令和4年4月1日告示第184号

令和5年3月24日告示第105号

令和5年6月23日告示第340号

令和6年4月1日告示第207号

令和7年4月1日告示第193号

令和8年4月1日告示第154—5号

わくわくかごしま移住促進事業補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 移住支援事業（第4条—第13条）

第3章 地方就職学生支援事業（第14条—第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び始良市総合戦略に基づき、始良市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、鹿児島県と共同して行うわくわくかごしま移住促進事業において、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付について、鹿児島県わくわくかごしま移住促進事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び始良市補助金等交付規則（平成22年始良市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)に規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10パーセント以上の市町村をいう。

(わくわくかごしま移住促進事業)

第3条 わくわくかごしま移住促進事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 移住支援事業
- (2) 地方就職学生支援事業

第2章 移住支援事業

(交付金額)

第4条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、申請日において、同じ世帯員として住民基本台帳に記録されている18歳未満の者を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第5条 移住支援金の対象者については、申請時において第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当する者とする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては、加えて第6号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件

次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算日とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和元年10月1日以降に本市に転入したこと。

- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

- (ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (イ) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、鹿児島県及び本市が認める場合を除く。

- (エ) 市税等（本市において賦課された市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。

- (オ) その他、鹿児島県又は本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合（マッチングサイトを経由する場合）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が原則鹿児島県内に所在すること。なお、県外のマッチングサイトに掲載されている対象求人に就業する場合は、鹿児島県内に移住する場合に限り、これを妨げるものではない。

- (イ) 就業先が、鹿児島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、鹿児島県及び本市の判断により対象とする場合を除く。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) 上記(イ)の求人への応募日が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。

(カ) 移住支援金の申請日から5年以上、当該法人に継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げるア及びイのいずれにも該当すること。

ア 支援対象者の要件

次に掲げる(ア)及び(イ)に該当し、かつ、(ウ)から(カ)までのいずれかに該当すること。

(ア) 自治会に加入すること。

(イ) 本市が主催又は共催する移住希望者を対象とした本人参加型イベント若しくはオンラインイベントに参加したことが、本市が作成する相談記録から特定できること。

(ウ) 過去に本市の住民基本台帳に記録されていたこと。

(エ) 本市に所在する学校に通学したことがあること。

(オ) 本市に所在する事業所に勤務したことがあること。

(カ) 転入日直前の3年以内に2年以上、本市にふるさと納税をしたことがあること。

イ 地域の担い手確保の要件

次に掲げる(ア)から(エ)までの全てに該当し、かつ、(オ)から(キ)までのいずれかに該当すること。

(ア) 就業先が官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）又は地域おこし協力隊でないこと。

(イ) 転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更でないこと。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等への就業ではないこと。

(オ) 本市に所在する農林水産業に就業する者

(カ) 本市に所在する家業等へ就業する者（就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等であること。）

(キ) 本市に所在する企業等へ勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業すること。

(5) 起業に関する要件

1年以内に鹿児島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件

世帯向けの金額を申請する場合、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月1日以降に本市に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第6条 移住支援金の交付を受けようとする者は、わくわくかごしま移住促進事業補助金（移住支援金）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類）
- (2) 就職の場合、移住後の就業証明書（様式第2号）
- (3) テレワークの場合
 - ア 所属先企業等の就業証明書（様式第2号の2）
 - イ 個人事業主の場合
 - (ア) 業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
 - (イ) 開業届の写し又は確定申告書の写し
 - (ウ) 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）
- (4) 東京圏から東京23区内に通学し、東京23区内の企業等に就職した場合、卒業証明書等
- (5) 関係人口要件に該当する場合、就業証明書（関係人口要件用）（様式第2号の3）
- (6) 移住後の住民票（世帯全員分）
- (7) 戸籍の附票又は住民票の除票（世帯全員分）
- (8) 市税等の滞納のない証明書（世帯全員分）
- (9) 起業の場合、起業支援金に係る交付決定通知書の写し
- (10) 誓約書（様式第3号）
- (11) 同意書（様式第4号）
- (12) 自治会加入証明書（様式第5号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、4月1日から翌年2月末日までの間に行わなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査を行い、移住支援金を交付するこ

とが適当と認めるときは、わくわくかごしま移住促進事業補助金（移住支援金）交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求）

第8条 前条の規定に基づく交付決定の通知を受けた申請者は、移住支援金の請求をしようとするときは、わくわくかごしま移住促進事業補助金（移住支援金）交付請求書（様式第7号）に交付決定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

（移住支援金の交付）

第9条 移住支援金の請求を行った申請者に対しては、請求書の受理日から起算して14日以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第10条 第7条の規定に基づく交付決定の通知を受けた者が紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を受けようとするときは、わくわくかごしま移住促進事業補助金（移住支援金）交付決定通知書再交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定の通知）

第11条 市長は、前条の規定に基づく再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、再交付と朱書きした交付決定通知書を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第12条 市長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、第7条の規定に基づく交付の決定を受けた者等に対し、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 第7条の規定に基づく交付の決定を受けた者は、第5条に規定する条件に該当しない事由が生じた時は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（返還請求）

第13条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして鹿児島県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

第3章 地方就職学生支援事業

(交付金額)

第14条 地方就職学生支援金の金額は、次に掲げる補助対象経費及び補助限度額とする。

(1) 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

ア 交通費 補助対象者が鹿児島県で就職活動を行うため、東京圏から鹿児島県内での就職活動の実施場所まで公共交通機関（航空機、鉄道、電車、バス、船舶等）で移動する際の交通費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）。交通費の算定については、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に準ずるものであって、かつ、1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円以上の往復交通費を対象とする（ただし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）。

イ 移転費 補助対象者が、鹿児島県内に移住する際の移転費

(2) 次の各号に掲げる補助対象経費の補助限度額は、当該各号に定めるところによる。

ア 交通費 「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に基づく東京までの往復交通費（1回分限り）の2分の1以内の金額

イ 移転費 移住に要した最小限の経費。ただし、113,500円を上限とする。

(対象者要件)

第15条 地方就職学生支援金の対象者については、申請時において第1号及び第2号の要件に該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 本市に移住したこと。ただし、交通費については、鹿児島県内に所在する企業に就職

することが内定している場合も対象とする。

(イ) 鹿児島県が地方就職学生支援金の詳細を公表した後に、申請したこと。

(ウ) 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(エ) 地方就職学生支援金の申請日から1年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に要件を満たす企業等に就業し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他鹿児島県又は本市が地方就職学生支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、勤務地が鹿児島県内に所在すること。ただし、鹿児島県及び本市の判断により、隣接する県を対象に含めることを可能とする。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、鹿児島県及び本市の判断により対象とする場合を除く。

(カ) 勤務地が鹿児島県に所在する企業等に、第1号アに規定する大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、(ア)から(ウ)までの条件に該当する者として採用される予定であること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業する見込みであること。

(イ) 本市を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用であること。

(交付の申請)

第16条 地方就職学生支援金のうち、交通費の交付を受けようとする者は、わくわくかごしま移住促進事業補助金（地方就職学生支援金）交通費交付申請書（様式第9号）に、移転費の交付を受けようとする者はわくわくかごしま移住促進事業補助金（地方就職学生支援金）移転費交付申請書（様式第9号の2）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第9号に規定する書類は在学中に交通費を申請する場合にのみ提出するものとする。

- (1) 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類）
- (2) 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）
- (3) 申請に係る経費の領収書
- (4) 内定先企業による内定証明書（様式第10号）（内定者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）又は就職先企業による就職証明書（様式第10号の2）（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
- (5) 本市を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等、勤務地限定型社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの）
- (6) 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細又は引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- (7) 誓約書（様式第11号）
- (8) 同意書（様式第12号）
- (9) 在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・押印（公印）すること。）又は卒業・修了証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第17条 市長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査を行い、地方就職学生支援金を交付することが適当と認めるときは、わくわくかごしま移住促進事業補助金（地方就職学生支援金）交付決定通知書（様式第13号）により、当該申請者に通知するものとする。

（地方就職学生支援金の請求）

第18条 前条の規定に基づく交付決定の通知を受けた申請者は、地方就職学生支援金の請求をしようとするときは、わくわくかごしま移住促進事業補助金（地方就職学生支援金）交付請求書（様式第14号）に交付決定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

（地方就職学生支援金の交付）

第19条 地方就職学生支援金の請求を行った申請者に対しては、請求書の受理日から起算して14日以内に地方就職学生支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第20条 第17条の規定に基づく交付決定の通知を受けた者が紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を受けようとするときは、わくわくかごしま移住促進事業補助金（地方就職学生支援金）交付決定通知書再交付申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定の通知）

第21条 市長は、前条の規定に基づく再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、再交付と朱書きした交付決定通知書を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第22条 市長は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、第17条の規定に基づく交付の決定を受けた者等に対し、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 第17条の規定に基づく交付の決定を受けた者は、第15条に規定する条件に該当しない事由が生じた時は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（返還請求）

第23条 市長は、地方就職学生支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職学生支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして鹿児島県及び本市が認めた場合は、この限りではない。

（1）全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 在学中に交通費を申請する場合においては、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に

本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）

ウ 在学中に交通費を申請する場合においては、地方就職学生支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

エ 地方就職学生支援金の申請に係る就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に第15条第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。）

オ 本市への申請日、転入日又は第15条第2号の要件を満たす就業先の就業開始日のいずれか遅い日から1年以内で本市から転出した場合

(2) 削除

第4章 雑則

(雑則)

第24条 この告示に定めるもののほか、わくわくかごしま移住促進事業補助金の交付に必要な事項は、鹿児島県と本市が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年度における第4条の規定の適用については、同条第2項中「4月1日」とあるのは「10月1日」と読み替えるものとする。

附 則 (令和元年12月20日告示第531号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のどんどんかごしま移住就業・起業支援事業における移住支援金交付要綱第3条の規定は、施行日以後に転入した者の対象者要件について適用し、同日前に転入した者の対象者要件については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年4月1日告示第191号)

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和2年12月22日から適用する。

附 則 (令和3年6月25日告示第333号)

この告示は、令和3年6月25日から施行する。

附 則（令和４年４月１日告示第184号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月24日告示第105号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のかごしま移住就業・起業支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、施行日以後に転入した者の対象者要件について適用し、同日前に転入した者の対象要件については、なお従前の例による。

附 則（令和５年６月23日告示第340号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和５年６月23日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のどんだんかごしま移住就業・起業支援事業における移住支援金交付要綱第３条の規定は、施行日以後に転入した者の対象者要件について適用し、同日前に転入した者の対象者要件については、なお従前の例による。

附 則（令和６年４月１日告示第207号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日告示第193号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のわくわくかごしま移住促進事業補助金交付要綱の規定により作成された様式については、当分の間、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（令和８年４月１日告示第154—５号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に改正前のわくわくかごしま移住促進事業補助金交付要綱の規定により作成された様式については、当分の間、所要の修正を加え、なお、使用することができる。